

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年7月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第7号

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(使用料の納入期限)

第15条 条例第21条第2項に規定する使用料の納入期限は、次の各号に定めるところによる。

(1) 納入通知書により納付する場合は、納入通知書を発送した日から起算して10日を経過した日とする。

(2) 地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者により納付する場合は、納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送信した日から起算して10日を経過した日とする。

(3) 口座振替による場合は、条例第16条第1項に規定する定例日の属する月の翌月の17日とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する納入期限が、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日に当たるときは、本市の休日の翌日をもってその期限とする。

第16条第4項中「700円」を「650円」に改め、同条第6項中「700円」を「650円」に、「1,400円」を「1,300円」に改める。

別表第2, 別表第3, 別表第6及び別表第7を次のように改める。

別表第2 (第12条の2関係)

京都市水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量		従量使用料(1立方メートルにつき)
1	10立方メートルに京都市水道事業条例第15条の3第1項に規定する共同住宅において水の供給を受けている使用者の数(以下「使用者数」という。)を乗じて得た水量から	円 10

	同条第2項第1号又は第2号に規定する合計した水量のうちいずれか大きい水量（以下「選択された水量」という。）を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	
2	1の項の規定により計算して得た水量を超え、20立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	113
3	2の項の規定により計算して得た水量を超え、30立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	116
4	3の項の規定により計算して得た水量を超え、100立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	162
5	4の項の規定により計算して得た水量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	183
6	5の項の規定により計算して得た水量を超え、500立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	201
7	6の項の規定により計算して得た水量を超え、5,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	213
8	7の項の規定により計算して得た水量を超える部分	218

別表第3（第12条の2関係）

京都市水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して 得た水量		従量使用料（1立方 メートルにつき）
1	20立方メートルに京都市水道事業条例第15条の3第1項に規定する共同住宅において水の供給を受けている使用者の数（以下「使用者数」という。）を乗じて得た水量から同条第2項第1号又は第2号に規定する合計した水量のうちいずれか大きい水量（以下「選択された水量」という。）を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	円 10
2	1の項の規定により計算して得た水量を超え、40立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	113
3	2の項の規定により計算して得た水量を超え、60立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	116
4	3の項の規定により計算して得た水量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	162
5	4の項の規定により計算して得た水量を超え、400立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	183
6	5の項の規定により計算して得た水量を超え、1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が	201

	零を下回る場合には、零とする。)	
7	6の項の規定により計算して得た水量を超え、10,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)	213
8	7の項の規定により計算して得た水量を超える部分	218

別表第6 (第16条関係)

汚 水 排 出 量	従量使用料(1立方メートルにつき)
	円
5立方メートルを超え、10立方メートルまでの部分	10
10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	113
20立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分	116
30立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分	162
100立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	143
500立方メートルを超える部分	180

別表第7 (第16条関係)

汚 水 排 出 量	従量使用料(1立方メートルにつき)
	円
10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	10
20立方メートルを超え、40立方メートルまでの部分	113
40立方メートルを超え、60立方メートルまでの部分	116
60立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	162
200立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの部分	143
1,000立方メートルを超える部分	180

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年8月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市公共下水道事業条例施行規程第15条、第16条第4項及び第6項並びに別表第2、別表第3、別表第6及び別表第7の規定は、平成25年10月1日以後に決定する汚水排出量（別表第2及び別表第3にあっては、京都市水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量とする。以下この項において同じ。）に係る使用料について適用し、同日前に認定する汚水排出量に係る使用料については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部経営企画課及びお客さまサービス推進室)